

実務研究

日本税務会計学会
令和元年12月 月次研究会



滝口利子〔日本橋〕

税理士に求められる注意義務 —税賠事件:平成26年2月13日東京地裁判決を素材として—

I はじめに

本件は、税理士が、外国の国籍を取得した相続人について、日本国籍を失っていないと誤認して相続税の申告をしたために相続人に過少申告加算税等が課されたことを理由として、税理

II 事案の概要

1 X1は、A(平成20年3月5日死亡)の相続人(長男)であるが、平成13年6月20日にアメリカ合衆国の国籍を取得したことで日本国籍を失っており(国籍法11条1項)、A死亡時にアメリカ合衆国内に住所を有していたことから、Aの相続に

対象とされていた(本件債務免除の過誤)。そのため、Y1は、Aの相続に関して

2条の業務について注意義務を負うが、その範囲は税法に留まらないことに留意する必要がある。

しかし、X1及びX2に相続税が課された主要な原因は、X1に相続分の全部を指定し、遺産の全部を取

次に、Xらの主張する、本件申告における過誤について、税理士が、一般人であ

3の不法行為及び(Y3を履行補助者とする)Y1の債務不履行責任を認めた。

III 検討

本件では裁判所は包括遺贈の単純承認により相続債務を含む全ての遺産がX1に

過少申告加算税及び弁護士費用(不法行為のみ)を認め、相続税及び税務報酬相当額は損害と認めなかった。

責任と不法行為責任、契約関係がない場合は不法行為責任の問題になる。契約がある場合に不法行為責任を

IV 最後に

税理士に対する損害賠償の法的根拠は、債務不履行

と不法行為である。契約関係がある場合は債務不履行

- 1 判例タイムズNo.1420 2016.3.33.5頁から36頁要約
- 2 東京地裁平成10年9月18日判決(TAINSコードZ99910025)は「配偶者控除をできる限り多く使えるような遺産分割の方法はどうであるかについて、遺産分割協議書の提示又はそれに代わる助言をすべき職務上の義務があったといえる」と判示している。
- 3 東京地裁平成24年1月30日判決(TAINSコードZ9991013)・控訴審東京高裁平成25年1月24日判決 海外財産の隠蔽とされ配偶者の税額軽減もできなかつたことから税理士

- 責任と不法行為責任、契約関係がない場合は不法行為責任の問題になる。契約がある場合に不法行為責任を問われる理由としては、弁護士費用を賠償させるためである。なお、債務者(依頼者)からみれば、債務不履行責任のほうに、故意・過失の立証責任を負わないため立証が容易である。債務不履行の成立要件は債務者に責任があることであるから、債権者はその本旨に従った履行をしないという証明すればいい。特に税賠事件は、過失の分担は別問題として損害額が明確なケースが多い。裁判例では、「税理士は、税務に関する専門家として、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としているから、税務申告の委任を受けた税理士は、委任契約に基づく善管注意義務として、委任の趣旨に従い、税務申告が適正に行われるよう、専門家としての高度の注意をもって委任事務を処理する義務を負うものと解される」という判示が度々繰り返される。本件では、戸籍法の確認を怠ったことが注意義務違反とされた。その基準は「一般人であれば疑いを持つべき状況」であったというものであった。この基準のハードルは高く改めて税理士は税法のみならず他の法律も積極的に学ぶ必要性を強く感じる。
- 〈参考文献〉
 - ・前田陽一他「民法IV 親族・相続 第5版」2019年有斐閣
 - ・道垣内弘人「リーガルベイス民法入門」2014年 日本経済新聞出版社
 - ・内田久美子・堀招子「税目別解説 判例から学ぶ 税理士損害賠償責任 相続編」平成28年 大蔵財務協会
 - ・金井肇「使用者税理士の債務不履行責任と所属税理士の不法行為責任」『最新租税基本判例』304頁 2019年 日本税務研究センター